

文化庁の伝統文化親子教室事業って？

日本の伝統文化等を親子で体験することが
できる取組に文化庁が支援を行っています



【統括実施型の伝統文化親子教室】の申請書類は本部で作成
しますので、初めての方でも安心してお申し込みください。

令和7年度の補助金額

子供の参加人数	補助金上限
10人～19人	30万円
20人～29人	35万円
30人～39人	40万円
40人～49人	45万円
50人以上	50万円

・補助金を上手に活用し、教室負担ゼロ
で運営することもできます
(令和6年度実施教室の例)

(A教室) 44名参加
教室運営費用582,990円
この内
文化庁補助金310,890円
残りは参加者負担※

(B教室) 10名参加
教室運営費用164,716円
この内
文化庁補助金120,716円
残りは参加者負担※

※参加者の花材費などは補助金の対象となりません。
指導者の謝金、交通費、花材費、会場費などは対象となります。

自費でこども教室を開催している方

補助金を活用してご負担を減らしてください。

教えたことがない方

教えるきっかけとしてぜひご活用ください。

許状申請したことがない方

生徒が許状申請すれば専門教授者としての第一歩にもなります。



令和8年度の補助金額は10月下旬の募集要
項で発表されます

令和8年度の募集要項は10月下旬に文化庁より発表予定です。
詳細は右記QRコードより小原流ホームページでご確認ください。



小原流会員支援課

[電話]03-5774-5845 (平日9時～17時)

[メール]support@ohararyu.or.jp

皆様のお申し込みを
お待ちしております!!

いけはな小原流



Ohara School of Ikebana
伝統の一步先へ130周年